

唐津市条例第 18 号

唐津市中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の健全な発展、市民所得の向上、安定的な雇用の創出及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 大企業者等 中小企業者又は小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 中小企業支援機関 商工会議所、商工会その他の中小企業者等に対する支援を行う団体であって市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融機関及び信用保証協会であって市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 大学等研究機関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学その他の中小企業の振興に寄与する研究及びその事業化の促進に取り組む団体であって、市内においてこれを行うものをいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進され

なければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が地域に根差した多様な事業活動を通じて地域の経済を活性化し、雇用及び所得を生み出し、市民生活及び地域社会を支える重要な役割を果たしているものであり、本市が将来にわたって持続的に発展を続けていくためには、中小企業者等が経済的環境又は社会的環境の変化に対応し、経営の改善及び向上を図り、多様で活力ある成長発展・持続的発展を続けることがその基盤となるという認識のもとに推進されること。
- (2) 中小企業者等の自主的な努力が促進されることを旨として推進されること。
- (3) 本市の地域特性及び中小企業者等の実情に応じた施策により推進されること。
- (4) 市、国、佐賀県、中小企業者等、大企業者等、中小企業支援機関、金融機関及び大学等研究機関が適切な役割分担のもと相互に連携し、市民の協力を得て地域全体で協働することにより推進されること。

(基本方針)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の改善及び向上を促進するため、次に掲げる施策の推進を図ること。
 - ア 経営に関する相談及び助言体制の整備に関すること。
 - イ 経営力の向上及びビジネスプランに基づく経営の促進に関すること。
 - ウ 資金調達の円滑化に関すること。
 - エ 人材の確保及び育成に関すること。
 - オ 生産性の向上に関すること。
 - カ 販路の拡大に関すること。
 - キ 経営革新その他の新たな事業活動の促進に関すること。
 - ク 産学連携に関すること。
 - ケ 中小企業者等相互の交流、連携及び共同化の推進並びに産業集積の活性化に関すること。
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(2) 創業の促進及び事業承継の円滑化を図ること。

(3) 本市の地域資源を活用した域外市場産業の強化及び育成、域内経済循環の拡大並びに地域を牽引する企業の創出を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本方針にのっとり、経済的環境又は社会的環境の変化及び中小企業者等の実情に応じた施策を総合的に推進し、並びに実施する責務を有する。

2 市は、中小企業者等の実情及び意見の把握に努め、これらの結果を前項に規定する施策に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の推進に当たっては、関連する情報の積極的な収集に努め、国、佐賀県、中小企業支援機関、金融機関及び大企業者等と役割を分担しつつ、連携協力して取り組むとともに、中小企業者等及びこれらの機関に対し必要な情報提供を行うものとする。

4 市は、中小企業者等が地域に根差した多様な事業活動を通じ、地域の雇用及び経済の発展について大きく寄与するとともに、市民生活及び地域社会を支える重要な役割を担っていることについて、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

5 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供、物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者等は、経済的環境又は社会的環境の変化に対応して自主的な経営の改善及び向上、雇用機会の確保、労働条件の改善、人材の育成並びに福利厚生の実施に努めるものとする。

2 中小企業者等は、自らの経営能力の向上並びに中小企業者等相互の交流及び連携を図るため、商工会議所及び商工会が市の中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり重要な役割を担う機関であることを踏まえ、商工会議所又は商工会への積極的な加入に努めるとともに、その他の地域別又は業種別の中小企業団体への加入に努めるものとする。

- 3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、周辺の生活環境との調和及び市民生活の安全確保に配慮するとともに、地域社会と協働して地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、その事業活動において原材料、物品等を調達する場合には、中小企業者等の製品、サービス等の積極的な活用に取り組むものとする。

(中小企業支援機関の役割)

第7条 中小企業支援機関は、中小企業者等の経営の改善及び向上、創業並びに円滑な事業承継を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業支援機関は、中小企業者等の支援に当たっては、中小企業支援機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 3 中小企業支援機関は、中小企業者等の幅広い需要に対応し、支援の高度化を図るため、必要な能力を積極的に修得するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、円滑な資金の供給及び経営相談を通じて中小企業者等の経営の改善及び向上、創業並びに円滑な事業承継を支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等研究機関の役割)

第9条 大学等研究機関は、産学連携の取組みにより中小企業者等の経営課題の解決を支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の役割)

第 10 条 大企業者等は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者等との連携を図るとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者等は、その事業活動において原材料、物品等を調達する場合には、中

小企業者等の製品、サービス等の積極的な活用に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第 1 1 条 市民は、中小企業者等が地域の雇用を支え、市民生活の向上に寄与している重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、中小企業者等の製品、サービス等の積極的な利用に努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第 1 2 条 市は、第 5 条第 1 項に規定する施策の推進に当たり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

2 中小企業支援機関は、市、国、佐賀県及び金融機関と連携し、小規模企業者に対するきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。

(施策の検証及び公表)

第 1 3 条 市長は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況及びその検証結果を公表するものとする。

(中小企業・小規模企業振興会議)

第 1 4 条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するため、唐津市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(1) 施策の検証及び改善に関すること。

(2) 新規の施策に関すること。

(3) この条例の見直しに関すること。

2 振興会議は、委員 1 5 人以内で組織するものとし、委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 中小企業者等の役職員

(2) 中小企業支援機関の役職員

(3) 金融機関の役職員

(4) 学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前項に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 振興会議は、市長に対し資料の提出、実施状況の報告その他の必要な協力を求めることができる。

6 振興会議には、必要に応じて小委員会を設置することができる。

7 この条に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第 1 5 条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成 1 7 年条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

中小企業・小規模企業振興会議委員	日額 5, 5 0 0 円
------------------	---------------